

令和 8 年度

第 5 次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書（令和 7 年度分）

沼津市政策推進部地域自治課

令和８年度 第５次沼津市男女共同参画基本計画 実施状況報告書（令和７年度分）

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第 17 条に基づき、第 5 次沼津市男女共同参画基本計画に掲げる事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況等について、同委員会の意見を付し、同条例第 14 条に基づき報告する。

Ⅰ．調査・報告の概要

(1) 第 5 次沼津市男女共同参画基本計画について

第 5 次沼津市男女共同参画基本計画は、少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化や新たな社会問題など、時代の潮流とともに変化する社会環境のなかで、支援を必要とする方を誰一人取り残すことなく、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく心豊かに生活することができる男女共同参画社会の実現のため、本市における男女共同参画に係る取組の一層の推進を目的として策定されたものである。

同計画は、沼津市男女共同参画推進条例第 3 条に掲げる 6 つの基本理念に基づき、10 の基本的施策及び 27 の施策の方針により構成され、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間として 95 の事業を展開している。各事業の毎年度の取組状況等については、事業所管課にて自己評価するとともに、有識者及び公募市民等で構成される沼津市男女共同参画推進委員会が調査及び審議する。

(2) 調査対象

第 5 次沼津市男女共同参画基本計画 事業所管課：34 課 事業数：95 事業

(3) 調査実施日

	開催日	調査・審議対象	
第 1 回	令和 8 年 7 月 17 日	10 課	31 事業
第 2 回	令和 8 年 7 月 27 日	12 課	30 事業
第 3 回	令和 8 年 8 月 7 日	12 課	34 事業

(4) 調査方法

各事業所管課から提出された調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った取組がなされているか調査及び審議し、必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課による「取組状況」及び「事業実績」の自己評価について、基本的施策の単位で集計して評価値の内訳を示すとともに、全体の取組状況等に対する沼津市男女共同参画推進委員会の総評及び各事業の取組状況等に対する同委員会委員からの主要な意見を記載した。

2. 事業所管課による自己評価

(1) 概要

取組状況の自己評価は、A評価が29件で対前年度同様、B評価が64件で対前年度1件の減、C評価が1件で対前年度同様、D評価が1件で対前年度1件の増であった。

事業実績の自己評価は、A評価が14件で対前年度2件の増、B評価が76件で対前年度4件の減、C評価が5件で対前年度2件の増であった。

○沼津市男女共同参画施策実施状況まとめ

基本目標	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
基本的施策1	16	9	7	0	0	4	12	0	14
基本的施策2	9	2	7	0	0	1	8	0	9
基本的施策3	9	2	6	1	0	0	9	0	8
基本的施策4	6	2	4	0	0	1	5	0	6
基本的施策5	5	2	3	0	0	2	2	1	5
基本的施策6	9	2	7	0	0	2	7	0	6
基本的施策7	16	9	7	0	0	4	9	3	15
基本的施策8	10	0	9	0	1	0	9	1	8
基本的施策9	12	1	11	0	0	0	12	0	11
基本的施策10	3	0	3	0	0	0	3	0	3
令和7年度 全体評価	95	29	64	1	1	14	76	5	85
(参考) 令和6年度 全体評価	95	29	65	1	0	12	80	3	85

※具体的施策数85のうち、1つの施策に対し複数の事業を行う場合があり、事業数は95となる。

○取組状況の自己評価まとめ（対前年度）

	令和7年度		令和6年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	29	30.5%	29	30.5%	0	0
B	64	67.3%	65	68.4%	-1	-1.1ポイント
C	1	1.1%	1	1.1%	0	0
D	1	1.1%	0	0%	+1	+1.1ポイント
合計	95	100%	95	100%	0	0

○事業実績の自己評価まとめ（対前年度）

	令和7年度		令和6年度		増減	
	評価数	構成比	評価数	構成比	評価数	構成比
A	14	14.7%	12	12.6%	+1	+2.1ポイント
B	76	80.0%	80	84.2%	-3	-4.2ポイント
C	5	5.3%	3	3.2%	+2	+2.1ポイント
合計	95	100%	95	100%	0	0

(2)基本的施策ごとの自己評価

凡 例	
取組状況	A : 計画どおり取組ができた B : 概ね計画どおり取組ができた C : 取組が不十分であった D : 取組ができなかった
事業実績	A : 想定以上の実績 B : 想定どおりの実績 C : 想定以下の実績

基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)人権を尊重するための意識啓発	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(2)教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	3
(3)多様な性のあり方の尊重	6	4	2	0	0	2	4	0	4
(4)男女共同参画推進のための情報発信・情報提供	5	3	2	0	0	1	4	0	5
令和7年度実績	16	9	7	0	0	4	12	0	14
前年度実績	16	9	7	0	0	4	12	0	14
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	14

基本的施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(5)セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	3	1	2	0	0	1	2	0	3
(6)被害者への相談体制の充実と自立支援	6	1	5	0	0	0	6	0	6
令和7年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
前年度実績	9	2	7	0	0	1	8	0	9
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	9

基本的施策3 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(7)生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援	4	2	2	0	0	0	4	0	4
(8)高齢者・障害のある人等の社会参加支援	5	0	4	1	0	0	5	0	4
令和7年度実績	9	2	6	1	0	0	9	0	8
前年度実績	9	2	6	1	0	0	9	0	8
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	8

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(9)市の審議会等への女性の参画拡大	2	1	1	0	0	0	2	0	2
(10)市役所・教育の場における女性の積極的登用	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(11)企業・各種団体における女性の積極的登用	2	1	1	0	0	1	1	0	2
令和7年度実績	6	2	4	0	0	1	5	0	6
前年度実績	6	2	4	0	0	1	5	0	6
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

基本的施策5 社会における女性の活躍推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(12)地域活動における女性の参画拡大	2	1	1	0	0	1	1	0	2
(13)女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援	3	1	2	0	0	1	1	1	3
令和7年度実績	5	2	3	0	0	2	2	1	5
前年度実績	5	2	3	0	0	2	2	1	5
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

基本的施策6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(14)家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現	9	2	7	0	0	2	7	0	6
令和7年度実績	9	2	7	0	0	2	7	0	6
前年度実績	9	2	7	0	0	2	7	0	6
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

基本的施策7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(15)職場での男女共同参画意識の醸成と男女平等の促進	3	2	1	0	0	2	1	0	3
(16)女性活躍に理解ある事業所の取組推進	3	2	1	0	0	1	2	0	3
(17)個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進	6	3	3	0	0	0	4	2	5
(18)男性の働き方と職場風土の改革	4	2	2	0	0	1	2	1	4
令和7年度実績	16	9	7	0	0	4	9	3	15
前年度実績	16	9	7	0	0	2	12	2	15
対前年度増減	0	0	0	0	0	+1	-2	+1	0

基本的施策8 教育における男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(19)教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成	5	0	5	0	0	0	5	0	3
(20)多様な選択を可能にするキャリア教育の推進	5	0	4	0	1	0	4	1	5
令和7年度実績	10	0	9	0	1	0	9	1	8
前年度実績	10	0	10	0	0	0	10	0	8
対前年度増減	0	0	-1	0	+1	0	-1	+1	0

基本的施策9 地域における男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(21)地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大	3	0	3	0	0	0	3	0	3
(22)NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(23)男女共同参画社会に向けた地域環境整備	4	1	3	0	0	0	4	0	3
(24)男女のニーズを捉えた防災対策の推進	3	0	3	0	0	0	3	0	3
令和7年度実績	12	1	11	0	0	0	12	0	11
前年度実績	12	1	11	0	0	0	12	0	11
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

基本的施策10 国際協調に基づく男女共同参画の推進									
施策の方針	事業数	取組状況				事業実績			具体的 施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(25)男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(26)多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(27)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	1	0	1	0	0	0	1	0	1
令和7年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0	3
前年度実績	3	0	3	0	0	0	3	0	3
対前年度増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 総評

第5次沼津市男女共同参画基本計画の令和7年度における実施状況等について、沼津市男女共同参画推進委員会を代表して意見を申し上げます。

委員会での審議全体を振り返ってまず第一に思うことは、今回改選により初めての委員もおられる中で、そうした委員からのものも含め、多くの事前質問が提出されたことです。とくに佐藤委員のように委員としての多年の経験を生かし、一つひとつの施策に対し熱心に調査票を確認し、さまざまな疑問や意見を提出していただけたことは、非常に時間やエネルギーを使う作業であり、委員としての強い責任感と熱意には深く敬意を表したいと思います。

男女共同参画における審議のために委員会を開催するという取組自体は、多くの自治体で実施されておりますが、その中でもさらに個々の事業の担当課と直接対面して徹底したヒアリングを行うという方式は、おそらく全国で沼津市だけだと思います。またヒアリングを行うとしても、対応する課が限定的であったり、委員がいくつかの部に分かれて開催したりとより簡易的な方式を採るところがほとんどなのに対し、沼津市のように委員全員が集まり、3日間を使ってすべての事業担当課と直接対面して丁寧に質疑応答を行うというのは、大袈裟ではなく、全国に誇れる、非常に重要で先進的な取組であるため、計画の進捗管理のロールモデルとしての意義からも、今後とも是非続けていただきたい方式です。委員の方々、また個々の事業担当課には大変負担をおかけすることになりますが、これは非常に重要な取組だと改めてご認識いただけると幸いです。

ただし全体質問にもあったように、担当課によって回答の仕方や調査票の書き方にまだ幾分かの差があるとは思いますが、ヒアリング方式開始当初の頃は丁寧に書いている課と、極端に言うと言しか書いている課があるなど、その落差が非常に大きかったことを思うと、現在は各担当課ごとに概して何らかの根拠を示して個々の事業の自己評価の適宜性を説明、回答してくれるようになってきており、長らくこの方式を継続して実施してきた意義、効果が明らかになってきていると思います。

さて、事務局である地域自治課に、技術的な面での意見を3つ申し上げます。1点目、事前質問をまとめた連絡票について、追加質問が別紙になってしまったことにより、資料確認の際にやや手間がかかった感がありました。質問が提出されたタイミングによっては事務局にご負担をおかけすることになりますが、資料としては事前質問と追加質問をまとめて示していただけると審議をしやすいと思います。2点目、今回のように5年に1度の計画が跨る年度に限ってのことですが、第6次の調査票については、第5次に合わせて日付ごとに分けた形であると見やすいため、是非検討をお願いしたいと思います。3点目、進行表の順番について、本計画では地域自治課の担当施策が最も多く、かつ質疑のやり取りを濃密にできるため、最後に回していただく方が最も効率的だと思います。また、施策数が多い課については、質疑応答が活発になりやすいため時間が押やすく、その後の施策数が少ない課をお待たせすることになるため、前半に少ない課、後半に多い課をまとめるなどヒアリングの順番を考慮していただくと、待ち時間を少なくスムーズに進行していくことができると感じたため、今後工夫してもらえるとありがたいです。

最後になりますが、全体として非常に意味のある本事業について、皆様のおかげで無事に終了することが出来たこと、心よりお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

沼津市男女共同参画推進委員会
委員長 犬塚 協太

4. 委員会の意見

各事業の取組状況等に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

なお、特段の意見がなかった事業は、記載しない。

【基本的施策1】男女の人権と性を尊重する教育の充実

(1) 人権を尊重するための意識啓発

施策番号1 人権相談の実施（生活安心課）

・人権の講演会や研修会について、参加した職員が専門的な知識を深めることは重要だと思うが、本来は職員全員が高い意識を持つことが目的にあると思うため、参加者から他の職員へ内容の共有や研修を行うとよいのではないかと。

(2) 教育・保育の場での人権尊重に関する教育の充実

施策番号5 人権教育（教職員）（教職員研修センター）

・若手教員対象の研修会の内容について、既存のプログラムだけでなく、子供のいいところに気付く着眼点があるようなベテラン先生の元で現場実習を行う体験プログラムがあると、参加者の満足感がより高いのではないかと。

・育休取得者が男女共に増えていて、復帰者へのフォローをより丁寧に行うことが求められる時代の中で、個別訪問を行っているのは非常にいいこと。特にアドバイザー自身が育児経験者だと、自身の復帰経験を踏まえたアドバイスができる。

・アドバイザーが復帰者の育児と仕事を両立することへの不安定さに対応することは難しいため、支援団体を紹介できるようにするとよいのではないかと。様々なサポートの取組があるという情報が当事者に伝わるようにするとよい。

(3) 多様な性のあり方の尊重

施策番号8 性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場）（健康づくり課）

・引き続き「包括的性教育」の視点を入れて講座開催をお願いしたい。

施策番号9 市窓口における多様な性に対する配慮（国民健康保険課）

・R7の性的マイノリティからの申し出実績が0件ということで、取組の周知が行き届いていないのではないかと。窓口に広報紙を置くといった周知方法を検討いただきたい。

(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

施策番号12 ユニバーサルデザインの推進（政策企画課）

・出前講座の実績がないのは依頼がなかったからということだが、実施しないのはもったいないと思うため、どうしたら実施に結び付くのか検討いただきたい。

施策番号13 水産業における男女共同参画の情報発信（水産海浜課）

・女性参画のために、能力を発揮できる新しいことにチャレンジできる形にする必要があるのではないかと。
・沼津ではCO2削減のための活動等いろいろな取組をしていることを外にも発信していただきたい。

【基本的施策2】女性に対するあらゆる暴力の根絶

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

施策番号15 女性への暴力防止啓発や防止情報の発信（社会福祉課）

・相談窓口の認識度について「知らない」という回答が最も多かった10代に向けて、SNSを活用して周知するのがいいのではないかな。

施策番号16 セクハラ、マタハラ等の防止（市役所）（人事課）

・職員2,000人に対し相談7件は少ない。相談件数が増えるのは、事象が増えているというよりは周知された良い効果と見ることができたため、更なる周知をしていただきたい。

・職場の問題は職場で解決できるのが一番だが、それができなかった時に外に出る前の最後の砦としてホットラインや相談窓口が機能しないと意味がないため、その利用推進をお願いしたい。

・第3の窓口としてボランティアの労働相談窓口に相談が流れており、相談がなくても問題があることを認識していただきたい。

施策番号17 セクハラ、マタハラ等の防止（教育の場）（学校教育課）

・子供にとって社会の中で一番初めに関わる大人が先生ということで、適切な対応をお願いしたい。

（6）被害者への相談体制の充実と自立支援

施策番号19 DV被害者の安全な保護（社会福祉課）

・身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力、その他等、DVの種類ごとの統計の共有をお願いしたい。

・DVは犯罪であるため、警察との連携を引き続き行っていただきたい。

・未婚の若者を中心に起こるデートDVについて、付き合っている相手から被害を受け、関係を続けて結婚すると被害者が夫や妻となり家族になっていくケースがあるため、若年のうちから芽を摘む必要がある。高校生以下の若者に対して相談窓口の周知等する必要がある。

・男性を含め育休取得者が増えた時等の人員体制が脆弱に感じる。

施策番号20 DV等の被害者への適切な対応（医事課）

・虐待が疑われるケースで、その後受診がない場合、追跡調査等行うようにしていただきたい。

・カルテを中心に考えると医療的な記録となるが、医事課がハンドリングする施策であれば、社会モデル化した記録の取り方に重点を置いたものとしていただきたい。

・虐待されている人のメンタル面のケアもお願いしたい。

【基本的施策3】男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援

（7）生涯にわたる健康づくりや生きがいくりの支援

施策番号24 性差に配慮した健診事業の実施（健康づくり課）

・性差に応じた啓発取組を調査票に記載していただきたい。

・女性のキャリア形成に関わるものとして、管理職世代の女性には更年期問題がある。今後何らかの取組の際に、仕事と健康の両立という観点で「健康経営」という言葉をテーマにすることを検討いただきたい。

・がん検診の受診率アップのために、胃がん検診でレントゲンだけではなく胃カメラを選択できる対象年齢を広げていっていただけるとありがたい。

施策番号25 性差に配慮した各種スポーツ教室の開催（ウィズスポーツ課）

・講座の期間や時間帯等、男女それぞれのニーズに応える工夫をさらにしてもらえるとよい。

施策番号 26 学習機会の提供による生きがいづくり（生涯学習課）

- ・自信がもてる子育て講座について、参加者比率女性 97%、男性 3%とのことで、男性の参加率を上げるための周知方法として、若い世代は Facebook を見なくなっているため Instagram での周知、また現在ぬまづプロモーション課とこども未来創造課が、子育て情報を一括で見られる場所を作る動きがあるため、今後一緒に発信していけたらいいのではないかと。
- ・講座が 3 回 1 セットとなっていることが男性にとって参加へのハードルとなっていたと思うため、1 回ずつの申し込みができるようになったのはいいこと。
- ・各講座参加者の男女比が調査票に記載があると審議しやすいため、次年度以降の依頼事としたい。

施策番号 27 博物館等での女性活躍等の紹介（文化政策課）

- ・次年度以降、企画展開催時の来館者数について、男女比を取り実績として記載してもらいたい。

（8）高齢者・障害のある人等の社会参加支援

施策番号 28 生涯学習講座・イベントの開催（生涯学習課）

- ・各講座参加者の男女比が調査票に記載があると審議しやすいため、次年度以降の依頼事としたい。

施策番号 29 高齢者に対する生活や活動支援（長寿福祉課）

- ・講座を認知すると参加に繋がるため、周知を手厚くしていただきたい。
- ・それぞれの地域コミュニティでは子供からお年寄りまで参加できる活動を工夫して行っている。今後も地域コミュニティに働きかけていただきたい。

施策番号 30 障害のある人の人権理解と相談体制・生活支援（障がい福祉課）

- ・「障害のある人の人権」と記載があるが、人権の中に障がい者という位置付けがあるという認識を持っていただきたい。

施策番号 31 生活困窮者に対する自立支援（社会福祉課）

- ・引きこもり問題は、8050 問題とあるように若年から中高年世代の問題へと拡大しており、実態を踏まえた対応をお願いしたい。
- ・女性は家族関係における相談が多い一方で、男性は食料困窮という生活・生存に直結する経済的な問題が多いという性別による違いがあることは、他の施策においても検討が必要な課題であるため、いろいろなところへ反映していただきたい。
- ・多大な相談件数に対しては、相談員のスキルアップだけでは対応できるものではなく、相談員数を考えなくてはいけないのではないかと。

【基本的施策 4】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（9）市の審議会等への女性の参画拡大

施策番号 32 市の審議会等への女性の登用促進（地域自治課）

- ・女性登用率 35%の達成が難しい理由のひとつに、特定の分野における有識者を委員とする場合があるということだが、有識者の女性を探していくべきではないかと。

（10）市役所・教育の場における女性の積極的登用

施策番号 35 女性職員の管理職への登用促進（教育の場）（学校教育課）

- ・女性管理職の登用割合について小学校は 43.2%で 5 割に近づいている一方、中学校だと 23.1%。管

理職となるには本人の意向が関係するため単純に目標を設けるのは難しいが、希望者・受験者を増やす工夫としては、何らかの取組をしていかなければいけない。きめ細やかな取組をしていていただきたい。

・県教育委員会が女性登用を増やそうと働き方改革を頑張っているため、それを意識して頑張って仕事する女性が増え、女性管理職の増加に繋がることを期待する。

【基本的施策5】社会における女性の活躍推進

(12) 地域活動における女性の参画拡大

施策番号 38 女性や子育て世代のライフスタイルの情報発信（まちづくり政策課）

・30代後半以上の男女が興味を持ちやすいコンテンツであるリノベーションまちづくり事業や、移住定住事業を行う担当課と連携し女性をターゲットとした SNS の発信等、引き続きお願いしたい。

・「中心市街地の居住者数」が毎年度減少している。自治体で問題になっているのは若い層の女性の流出である中、減少者・居住者の構成の特徴によって評価が変わってくるため、性別と世代別で増減がある層を把握した方がよい。そしてターゲットに向けた効果的な取組をしていただきたい。

施策番号 39 「地域づくり講座」の開催（地域自治課）

・地域住民は女性参画に対する問題意識が希薄であることがあるため、まずは講座を通して、地域づくりには女性の参画が必要だという機運を作ることから始めるしかない。

・一番肝心の「女性の声」がないと想像している以上の意見は出てこない。女性の意欲が出ない理由や本音を引き出し、原因を明らかにして、それをどう取り除いていくかということをしていただきたいが、まずは原因だけでも明らかにし、今できることをみんなで考えてもらう講座にしていきたい。

・女性の参加率が少ないのは年齢層が高くなっているから。母親はなんとか時間を作って子供会へ参加するが、自治会までは参加できない。仕事をして家事をして自治会も、というのは難しい。

・地域にある身近な問題、例えば高齢化による買い物難民をテーマに開催されると女性の意見や要望が出てくるのではないか。

・女性だから務まらないということはないが、沼津全体を見ると女性が意見を言いづらい地域がある。

・自治会によって女性の人数、子育て世帯数が異なり子供会の有無や課題も様々。地域ごと事情が異なるため、実情を把握し、その特性に密着し具体的に考えていただきたい。

・地域づくり講座の軸は、その地区では何が一番問題なのかを掘り下げることであり、そこに絞って講座を開催していただきたい。

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

施策番号 40 女性起業家等に対する情報提供・支援（商工振興課）

・起業したい人の支援に力を入れていると外に発信することで、転出した人が戻ってきて起業することになれば、人口減少の起爆剤になるのではないか。

・女性や起業女性目線でのターゲット別の細かい取組は、引き続きお願いしたい。

施策番号 42 女性農業者に対する支援（農林農地課）

・女性で新規就農する人が少ない中、農協とタイアップした取組をお願いしたい。

【基本的施策6】家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

(14) 家庭における男性活躍と心豊かな暮らしの実現

施策番号 47 地産地消と食育の推進（健康づくり課）

・パパママ教室の名称の変更、開催回数の増加、地域自治課と連携し開催していること等とてもよい。男性が家事育児に参加することは重要であるため、今後も参加者の男女比率が同等の状態を維持するようお願いしたい。

【基本的施策7】職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

(16) 女性活躍に理解ある事業所の取組推進

施策番号 54 院内保育所「きらら」の運営（病院管理課）

・子供の病気等で呼ばれるとその度に仕事を抜けて迎えに行かなければならなくなるため、安心して働き続ける環境のためにもう一步踏み込んだ対応を検討していただきたい。

(17) 個人の能力が発揮できる雇用施策・労働環境整備の促進

施策番号 55 合同就職面接会等の開催による女性の就職・再就職支援（商工振興課）

・女性役員が少ない理由は「能力はあるが本人が希望しない」ということだが、希望しない理由はジェンダーに尽きると考える。日本の職場は男性稼ぎ主型の労働モデルでできており、仕事と家庭を両立しながら管理職業務がこなせるようなロールモデルではない。男性同士の同質的な職場風土や働き方が非常にホモソーシャルで、女性から見ると全くロールモデルになっておらず、目指したくないし目指せない。このことを認識し、企業社会の中にあるジェンダー意識とそれに基づき出来上がっているキャリア形成のシステム、女性のキャリア育成に企業が取り組もうとしない風土を変えていくことに注力して取組をしていただきたい。

・女性役員が少ない理由に、正社員・正職員における女性比率が少なく、母数が足りないことがある。日本は20代をピークに年齢が上がるほど正社員の女性が減っていくL字カーブ問題があり、男性に比べて非正規雇用が多く、役員や管理職になる前提の雇用条件になっていないため、女性の非正規から正規への転換を企業の中でも積極的にやっていただきたい。

施策番号 58 子育て期に安心して働ける環境整備（こども未来創造課）

・事業の運営委託は受託者のノウハウやスキル問題が気になるが、現時点ではスムーズに移行しているとのこと。沼津市と言っても地域によって取組方の違いがあるため、地元の人の話を聞きながら、均一化と地域性の両立を図る今の方向の運用を引き続きお願いしたい。

・病後児等保育事業について、市単体だと難しい場合は企業に協力してもらうことも大事。民間保育園から課題を聞き取り、市がどうしたサポートをしていけば特に病児保育の実施に繋がるのかの検討を引き続きお願いしたい。

・病後児等保育の周知は、保健センターでの健診時や母子手帳の受け取り時、出産後保健センター来館時に配付、また地区センターや保育園、幼稚園、こども園、病院に配付かつ市HPに掲載しているとのことだが、子の親が働く企業と連携して周知するといいいのではないかな。採用という面から見て企業の強みになる可能性があるため、検討をお願いしたい。

施策番号 59 農業における家族経営協定の締結促進（農林農地課）

・家族経営協定の制度の認知度が低いと聞くため、制度のメリットや活用例、具体的な事例や市内で実際に契約締結している家族の声を分かりやすく情報発信し、ターゲットにきちんと理解してもらえるようにお願いしたい。

・現在契約締結に向けて動いている人がいることは大変よい兆候。

・農家訪問の際の説明実施、農業委員会だよりへの掲載やチラシ・パンフレットの作成による周知、記入テンプレートを参考に担当課と話し合いながら家族経営協定を作成するといった工夫を引き続きお

願いたい。

(18) 男性の働き方と職場風土の改革

施策番号 61 男性の働き方と職場風土の改革（市役所）（人事課）

- ・有休を取得し難い理由について直接的な調査は行っていないと言うが、取得率の向上を推進していくのであれば調査は必要である。
- ・有給取得が進まない理由は上司のマネジメント不足だけではなく、職員の意思によるものがあるため、職員が進んで休みを取りたいと思う気持ちを起こしてあげる取組をしていただきたい。

施策番号 63 情報化による市民サービス向上と行政経営の効率化（デジタル戦略課）

- ・eラーニングの受講は無料ということで、全職員を対象に受講必須としてもいいのではないか。
- ・市職員は重要な情報を扱っており IT リテラシーは非常に重要だと思うため、全職員が基礎的な教育として受けていただきたい。
- ・勤務時間中にeラーニングをやることに對して、所属長が声かけをしたり率先して行ったりして環境づくりを進めてもらいたい。
- ・調査を行い受講しない年齢層が分かれば受講に向けたアプローチ方法が検討可能である。

【基本的施策8】教育の場における男女共同参画の推進

(19) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

施策番号 64 男女共同参画に関する研修の実施（教職員等）（こども未来創造課）

- ・保育士としてこうあるべきだという共通の方向性を持つことが重要で、それを根底に保育士の資質向上に取り組んでいくと効果的。男女関わらず、保育士としての資質向上のための取組を引き続きお願いしたい。

施策番号 65 男女共同参画に係る学習の実施（児童・生徒）（学校教育課）

- ・小学校で女子トイレの洋式の数少なく、子供は和式の使い方が分からずに困っていると聞くため、設備は時代に合わせていただきたい。

施策番号 66 PTA 活動での男女の偏りない役員登用（生涯学習課）

- ・昨今 PTA 活動への参加者が減少しており、積極化を求めるのであれば参加のきっかけ作りとなる活動をしていただきたい。
- ・PTA の考え方が昔と変化していて、やらなくていいものはなくし無理をせず、ただし子供たちのためには頑張るという形になっている。昨年度 PTA 連絡協議会の会長が初の女性に、家庭教育委員も女性会長になり、R7・8 は女性がトップとなり活動している。女性目線でいらないものをなくしてこういう動きの影響もあり、女性参加者が増えている。LINE 等で情報交換が容易にできることで変えられるものも増えた。
- ・女性登用率という最終的な結果は現場の判断によるとしても、市として男女共同参画の考え方を推進しているという本施策の意図は PTA 連絡協議会へ伝えていただきたい。

【基本的施策9】地域における男女共同参画の推進

(22) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

施策番号 76 社会福祉協議会やボランティア団体との連携（社会福祉課）

- ・ジェンダー統計という観点から数を把握したいため、次回以降、各講座の男女数を調査票に記載する

ようお願いしたい。

（24）男女のニーズを捉えた防災対策の推進

施策番号 81 多様な視点を取り入れた防災計画の策定（危機管理課）

- ・地域における女性の年齢層が高くなっていることで、参加へのハードルがより高まっていると思うが、例えば高齢化による買い物難民をテーマに開催すると参加者が増え意見が出るのではないか。
- ・女性に積極的に発言してもらうためには、男女が混在しているより、場合によっては男性と女性に分けると意外と意見が出ることがある。女性だけを対象としたワークショップで出た意見を、今度は男性だけのワークショップで共有するという方法もあるため参考にしていただきたい。

全体

- ・効率化するための仕組み作りというところが面倒になるかもしれないが、取り組むことでさらにいい連携ができ、事業を強く推進していけるのではないかと思うため、是非そういう気持ちでお願いしたい。